

別紙

「マンホール調査委託業務」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

測量

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 50/100$$

直接測量費＝直接業務費計

測量調査費＝共通仮設費計

諸経費＝現場管理費＋一般管理費等

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6の額とし、予定価格の10分の8.2を超える場合は、予定価格の10分の8.2の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について(上下水道局 令和6年4月12日以降)**」を参照のこと。